

服務

私傷病特休及び病氣休職の取扱い



趣旨：教職員の健康に配慮した適切な勤務時間管理を行う

- ・私傷病による特別休暇…私傷病特休
- ・私傷病による休職…病氣休職

- 1 私傷病特休期間の通算
私傷病特休からの復帰後1年以内に同一疾病等により、私傷病特休を取得した場合。
(出産に係る傷病等による場合及び引き続き6日を越えない場合を除く。)
『180日を越えない期間(特定疾患にあつては180日間延長可)において通算する。』
- 2 病氣休職から復職後について
病氣休職からの復職後1年以内に同一疾病等による私傷病特休の申請があつた場合。
『承認せず病氣休職とする。』
- 3 同一疾病等とは
症状、病原(原因)、治療状況又は診断書の内容等から、異なる疾病等と判断できない疾病とする。(教育委員会が指定する医療機関での診察を指示する場合がある。)
- 4 適用
平成20年4月1日以降に承認した私傷病特休及び命じた病氣休職から。

共済組合

70歳以上75歳未満の高齢者に係る医療費の自己負担割合等の据え置き

- 1 70歳以上75歳未満の方の医療費の自己負担割合等
医療費の窓口負担が1割から2割に見直しされておりましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は窓口負担が1割に据え置かれます。

同じ病院において1か月に窓口で支払った金額のうち、自己負担限度額を超えた分は、高額療養費として現物給付されています。この自己負担限度額が見直されることになっておりましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、現行のまま据え置かれます。

記

- ・外来(個人ごと) 12,000円
- ・入院(個人ごと)及び世帯で外来と入院が複数あつた場合 44,400円

※75歳の誕生日等からは後期高齢者医療の被保険者等となるため、共済組合の被扶養者から喪失となります。

- 2 子どもに係る医療費の自己負担割合の対象年齢の拡大
子どもに係る医療費の自己負担割合(2割)は義務教育就学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日以前)まで拡大されました。

平成20年度健康増進・宿泊施設利用事業の実施

心身のリフレッシュと宿泊施設利用の促進を図るため、公立学校共済組合静岡支部の福利厚生事業の一環として、施設利用補助事業を実施。

- 1 対象者：平成20年4月1日に在籍する公立学校共済組合静岡支部組合員
- 2 有効期限：平成21年3月31日まで
- 3 配布枚数：組合員1名につき一冊4,000円相当券(100点券を40枚)
- 4 内容：指定した宿泊施設及びスポーツ施設、スポーツ教室を利用したときに、利用料金の一部を補助する割引券

有効期限内まで是非ご利用を！

